

一、最新中国法令

● 国务院关于落实《政府工作报告》重点工作部门分工的意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2018〕9号

【发布日期】2018-04-12

【内容提要】该意见包括：

工作任务	负责部门
坚持把发展经济着力点放在实体经济上。继续抓好“三去一降一补”，大力简政减税减费，不断优化营商环境，进一步激发市场主体活力，提升经济发展质量。	国家发展改革委、工业和信息化部等8个部门。
深化“放管服”改革。全面实施全国统一的市场准入负面清单制度。在全国推开“证照分离”改革，重点是照后减证，各类证能减尽减、能合则合，企业开办时间再压减一半。	国务院办公厅、国务院审改办等11个部门。
进一步减轻企业税负。改革完善增值税制度，按照三档并两档方向调整税率水平，重点降低制造业、交通运输等行业税率，提高小规模纳税人年销售额标准。	财政部、税务总局牵头等5个部门。
大幅降低企业非税负担。进一步清理规范行政事业性收费，调低部分政府性基金征收标准。	财政部、国家发展改革委等9个部门。
促进外商投资稳定增长。进一步拓展开放范围和层次，完善开放结构布局和体制机制，以高水平开放推动高质量发展。全面放开一般制造业，扩大电信、医疗、教育、养老、新能源汽车等领域开放。实施境外投资者境内利润再投资递延纳税。简化外资企业设立程序，商务备案与工商登记“一口办理”。	国家发展改革委、教育部等13个部门。
巩固外贸稳中向好势头。扩大出口信用保险覆盖面，整体通关时间再压缩三分之一。	商务部牵头，国家发展改革委

一、最新中国法令

● 「政府作業報告」の重点作業を実施する部門の作業分担に関する国务院による意見

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2018〕9号

【発布日】2018-04-12

【概要】本意見では以下の内容が含まれる。

作業任務	担当部門
経済発展の重点ポイントをこれまで通り、实体经济に置く。「三去一降一補（生産調整、在庫調整、債務圧縮、コストダウン、弱点の補強）を引続き徹底し、行政簡素化・税金・費用削減に力を入れ、ビジネス環境を絶えず改善し、市場主体の活性化をさらに推し進め、経済発展の質を向上させる。	国家発展改革委員会、工業・情報化部等8部門。
「行政の簡素化、権限の下部への委譲、緩和と規制の結合、サービスの最適化」改革を推進する。全国統一の市場参入ネガティブリストを全面的に実施する。全国で「許可証書分離」改革を推進し、営業許可証を先に発行すること及び経営許可証書を削減することに重点を置き、各種証書のうち削減可能なものはできる限り削減し、統合できるものは統合し、企業の創立までの時間をさらに半分減らすようとする。	国务院弁公庁、国务院行政审查制度改革事務室等11部門。
企業の税負担をさらに軽減する。改革により増徴税制度を改善し、3つの等級を2つの等級に統合するといった方向性に従い、税率水準を調整し、製造業、交通運輸などの業種における税率を重点的に引下げ、小規模納税者の年間売上高基準を引き上げる。	筆頭となる財政部、税務総局等5部門。
企業の税金以外の負担を大幅に軽減する。行政事業性費用の徴収を更に見直し、規範化し、一部政府系基金の徴収基準を引下げる。	財政部、国家発展改革委員会等9部門。
外国投資家による投資の安定した増加を助長する。開放範囲を広げ、開放レベルをさらに引き上げ、開放構造配置・体制メカニズムを整備し、高水準の開放により高品質の発展を推し進める。一般製造業の開放を全面的に実施し、電気通信、医療、教育、養老、新エネルギー車などの分野における開放を拡大する。海外投資家による国内での利益を用いた再投資に対する納税繰延政策を実施する。外資企業の設立手続きを簡素化し、商務届出と工商登記の「ワンストップ化」を実施する。	国家発展改革委員会、教育部等13部門。
安定した中で成長するという外国貿易の勢いを強固にする。輸出信用保険の網羅性を拡大し、通関にかかる時間を	商務部を筆頭として、国家発

	委等 9 个部门。
促进贸易和投资自由化便利化。 坚定不移推进经济全球化，维护自由贸易，同有关方推动多边贸易谈判进程，早日结束区域全面经济伙伴关系协定谈判，加快亚太自贸区 and 东亚经济共同体建设。	商务部牵头，外交部等 8 个部门。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content_5281920.htm

● 关于开展个人税收递延型商业养老保险试点的通知

【发布单位】财政部等四个部门
【发布文号】财税〔2018〕22 号
【发布日期】2018-04-02
【实施日期】2018-05-01
【内容提要】该通知规定：

试点地区	上海市、福建省（含厦门市）和苏州工业园区。
试点时间	2018 年 05 月 01 日起，试点期限暂定一年。
试点政策适用对象	在试点地区取得工资薪金、连续性劳务报酬所得的个人，以及取得个体工商户生产经营所得、对企事业单位的承包承租经营所得的个体工商户业主、个人独资企业投资者、合伙企业自然人合伙人和承包承租经营者，其工资薪金、连续性劳务报酬的个人所得税扣缴单位，或者个体工商户、承包承租单位、个人独资企业、合伙企业的实际经营地均位于试点地区内。
试点政策内容	<ul style="list-style-type: none"> 个人通过个人商业养老保险账户购买符合规定的商业养老保险产品的支出，允许在一定标准内税前扣除。 计入个人商业养老保险账户的投资收益，暂不征收个人所得税。 个人领取商业养老金时再征收个人所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180412_2866479.html

● 关于进一步加强直销监督管理工作的意见

【发布单位】国家市场监督管理总局

	さらに三分の一を短縮する。	展改革委員会等 9 部門。
貿易・投資の自由化・利便化を促進する。 経済グローバル化を確固として推進し、自由貿易を維持し、関連者と多国籍貿易交渉を進め、地域包括的経済連携協定の交渉を早期に終了させ、アジア太平洋自由貿易試験区及び東アジア経済共同体の構築を加速化する。		商務部を筆頭として、外交部等 8 部門。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content_5281920.htm

● 個人税收繰延型商業養老保険試行に関する通知

【発布機関】財政部等 4 つの部門
【発布番号】财税〔2018〕22 号
【発布日】2018-04-02
【実施日】2018-05-01
【概要】本通知では以下の通り、規定している。

試行地区	上海市、福建省（アモイ市を含む）及び蘇州工業園区。
試行期間	2018 年 5 月 1 日からの 1 年間（暫定）を試行する。
試行政策の適用対象	試行地区において賃金報酬、連続的労働報酬を取得する個人、及び個人事業主の生産経営所得、企業・事業組織における請負・リース経営所得を取得する個人事業主、個人独資企業投資者、パートナーシップ企業自然人パートナー、請負・リース経営者であり、その賃金報酬、連続的労働報酬の個人所得税源泉徴収組織、又は個人事業主、請負・リース組織、個人独資企業、パートナーシップ企業の実際の経営場所がいずれも試行地区内にある場合。
試行政策内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人が個人商業養老資金口座を通して、規定に適合する商業養老保険製品を購入し支出した金額は一定基準内で税前控除することを認める。 個人商業養老資金口座に計上する投資収益は個人所得税を当面徴収しない。 個人が商業養老金を受給する時に個人所得税を徴収する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180412_2866479.html

● 直接販売に対する監督管理作業の更なる強化に関する意見

【発布機関】国家市场监督管理总局

【发布文号】国市监竞争〔2018〕8号
【发布日期】2018-04-08
【内容提要】意见共14条，对直销企业、直销员及直销企业经销商、合作方、关联方的监管；依法查处与直销相关的各类违法行为；建立健全直销监管工作机制等内容明确规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201804/t20180409_273593.html

二、最新资讯

- [国家市场监督管理总局在天津、江苏试点通过手机使用电子营业执照](#)

从04月09日起，天津市市场监管委在中国（天津）自由贸易试验区东疆港片区、江苏省工商局在南京、镇江、宿迁、连云港4市率先启动企业通过微信、支付宝小程序下载并使用电子营业执照。

两地均推出了企业登记全程电子化，企业通过手机即可办理工商注册登记并下载、使用电子营业执照，实现了办照零见面，一次不用跑。

（里兆律师事务所2018年04月13日编写）

三、里兆解读

- [外商投资企业外债管理制度改革简述（连载之二/共二篇）](#)

在第577期《里兆法律资讯》中，我们对外商投资企业外债管理制度改革简述进行了一些介绍。接下来继续进行解读。

二. 外债管理模式对比

根据9号文的规定，过渡期内，外资企业可在19号文中规定的跨境融资管理模式（即“投注差”模式）和9号文中规定的模式（即“全口径”模式）中任选一种模式适用。以下从外债额度、外债用途、登记备案要求以及资金账户管理等方面对这两种模式进行简要比较。

【発布番号】国市監競争〔2018〕8号
【発布日】2018-04-08
【概要】意見は計14ヶ条から成り、直接販売企業、直接販売スタッフ及び直接販売企業の販売取次店、提携者、関連者に対する監督を実施すること、直接販売と関係のある各種違法行為を法に依拠し取り締まること、直接販売の監督管理作業メカニズム構築・整備などの内容について明確に規定している。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201804/t20180409_273593.html

二、新着情報

- [国家市場監督管理總局が天津、江蘇において携帯電話で電子版營業許可証を使用する制度を試行している](#)

4月9日から、天津市市場監督管理委員會が中国（天津）自由貿易試驗区東疆港区域において、江蘇省工商局が南京、鎮江、宿遷、連雲港の4つの市で企業が wechat、Alipay 内のミニプログラムをダウンロードし、電子版營業許可証を使用できる制度を他に先駆け開始している。

両地においてはいずれも、企業登記の完全電子化を実施しており、企業が携帯電話を通じて工商登録登記手続きを行い、電子版營業許可証をダウンロードし使用でき、政府部門に一度も足を運ばずに營業許可証手続きを行えるようになった。

（里兆法律事務所が2018年4月13日付で作成）

三、里兆解説

- [外商投資企業外債管理制度の改革について簡潔に紹介する（連載の二/全二回）](#)

第577期「里兆法律情報」において、外商投資企業の外債管理制度改革について、簡潔に紹介した。以下において引き続き解説する。

二. 外債管理スキームの比較

9号文の規定によると、移行期間中、外資企業は19号文に規定されるクロスボーダー融資管理スキーム（つまり、「投注差」スキーム）及び9号文規定のスキーム（つまり、「全範囲」スキーム）のうち、いずれか1つのスキームの適用を選択することができる。下表では、外債枠、外債の使途、登記・届出の要求及び資金口座管理などの方面から、この2つのスキームを比較する。

	19号文 旧模式	9号文 新模式		19号文 旧スキーム	9号文 新スキーム
外債額 度	<p>一般外資企業¹： 外債額度=(投資總額-註冊資本)*外方股東資本金到位比例-短期外債餘額-中長期外債發生額</p> <p><u>注意：因外保內貸項下擔保履約形成的對外負債，未償本金餘額超過上年度未經審計的淨資產數額的，按短期外債進行管理。</u></p>	<p>一般外資企業²： 按風險加權計算跨境融資餘額（指已提用未償還餘額），經風險加權後的跨境融資餘額（以下簡稱“跨境融資風險加權餘額”）不得超過跨境融資風險加權餘額上限。其中：</p> <p>◇ 跨境融資風險加權餘額上限的計算公式為：資本或淨資產*跨境融資槓桿率*宏觀審慎調節參數³（簡言之，按現行規定，企業可在其淨資產兩倍以內借用外債）</p> <p>◇ 跨境融資風險加權餘額計算公式為：Σ本外幣跨境融資餘額*期限風險轉換因子*類別風</p>	外債 枠	<p>一般外資企業¹： 外債枠=(投資總額-登録資本金)*外國側株主の資本金払込比率-短期外債殘高-中長期外債發生額</p> <p><u>注：國外擔保による國內貸付に基づく擔保の履行により形成された對外負債につき、未償還元金殘高が上年度末時点の會計監査済みの純資産額を超えた場合、短期外債として取り扱い管理する。</u></p>	<p>一般外資企業²： リスクの度合いで加重しクロスボーダー融資殘高（既に利用済みの未償還殘高）を算出し、リスク加重後のクロスボーダー融資殘高（以下「クロスボーダー融資リスク加重殘高」）というは、クロスボーダー融資リスク加重殘高上限を超えてはならない。そのうち、</p> <p>◇ クロスボーダー融資リスク加重殘高上限の計算式：資本又は純資産*クロスボーダー融資レバレッジ率*マクロブルーデンス政策因數³（つまり、現行の規定によれば、企業はその純資産の2倍を超えない枠内で外債を借り入れることができる。）</p> <p>◇ クロスボーダー融資リスク加重殘高計算式：Σ人民元/外貨クロスボーダー融資殘高*期限リスク轉換因數*類</p>
	<p>特殊類型外資企業</p> <p>◇ 外商投資租賃公司 當年度外債額度計算公式為：上年度末淨資產*10-上年度末風險資產總額</p> <p>◇ 外商投資性公司 註冊資本不低於3000萬美元的，外債額度計算公式為：已繳付註冊資本*4-短期外債餘額-中長期外債發生額-外保內貸項下擔保人發生履約後形成</p>	<p>◇ 外商投資性公司 登録資本金が3,000萬米ドル以上の場合、外債枠計算式：払込済みの登録資本金*4-短期外債殘高-中長期外債發生額-國外擔保による國內貸付に基づく</p>			

¹ 本文中の一般外資企業是指，該外資企業既不存在如下情形：（1）外國投資者出資比例低於25%；（2）投資總額與註冊資本相等；（3）未明確投資總額（上述三種情形下，其舉借外債應參照境內中資企業相關規定），也不屬於后文中特殊類型的外資企業。

¹ 本文にいう一般外資企業とは、当該外資企業が次の何れの状況にも該当せず、後続の文中にいう特種形態の外資企業にも該当しないものをいう。（1）外国投資者の出資比率が25%未満である、（2）投資総額と登録資本金が等しい、（3）投資総額が明確にされていない（この3つのケースのいずれかに該当する場合、同企業による外債の借り入れについては、国内の中国資本企業の関連規定にならう）。

² 值得注意的是，根据外管局要求，企业应于每年第一次办理外债签约备案（登记）时，向所在地外管局提交上年末或最近一期经审计的财务报告，用以书面备案其上年末或者最近一期经审计的净资产数额。成立不足一年的企业，如无法提供经审计的财务报告，暂不允许按照宏观审慎管理模式举借外债。

² なお、外貨管理局の要求によると、企業は毎年、第一回目の外債契約届出（登記）手続きを行う際に、上年度末又は直近の會計監査済みの純資産の額を書面で届け出るために、所在地の外貨管理局へ上年度末又は直近の會計監査済みの財務報告書を提出しなければならない。設立後1年未満の企業で、會計監査済みの財務報告書を提出できない場合、マクロブルーデンススキームに基づき外債を借り入れることは現時点で認められない。

³ 目前，企业跨境融资杠杆率为2，宏观审慎调节参数为1。

³ 現時点で、企業のクロスボーダー融資レバレッジ率は2、マクロブルーデンス政策因數は1とされている。

	<p>的境内机构对外债务； 注册资本不低于1亿美元的， 外债额度计算公式为：已缴付 注册资本*6-短期外债余额-中 长期外债发生额-外保内贷项 下担保人发生履约后形成的 境内机构对外债务</p> <p>◇ 外商投资房地产企业 2007年06月01日以后(含) 取得商务主管部门批准或备 案的外商投资房地产企业，不 予办理外债签约登记，即原则 上不可借外债；</p> <p>2007年06月01日以前(不 含)取得商务主管部门批准证 书且通过商务部备案的，可在 原“投注差”范围内按相关规 定举借外债，增资后“投注差” 小于其增资前“投注差”的，以 增资后“投注差”为准，且未 取得《国有土地使用证》，或开 发项目资本金未达到项目投资 总额 35%</p>	<p>险转换因子 +∑外币跨境 融资余额*汇 率风险折算 因子⁴</p> <p>◇ 跨境融资风 险加权余额 及上限的计 算均以人民 币为单位，外 币跨境融资 以提款日的 汇率水平按 相应方式折 算计入。</p> <p>◇ 此外，以下业 务类型暂不 纳入跨境融 资风险加权 余额计算：</p> <p>A. 企业因境 外机构投 资境内债 券市场产 生的本外 币被动负 债；</p> <p>B. 企业涉 及真实跨 境贸易产 生的贸易 信贷和从 境外金融 机构获取 的贸易融 资；</p> <p>C. 企业主 办的经备 案的集团 内跨境资 金集中管 理业务项 下产生的 对外负债；</p>		<p>担保者の契約 履行により形 成された国内 機構の対外 債務。 登録資本金が 1億米ドル以 上の場合、外 債枠の計算 式：払込済 みの登録資 本金*6-短 期外債残高 -中長期外 債発生額- 国外担保に よる国内貸 付に基づく 担保者の契 約履行によ り形成され た国内機構 の対外債務</p> <p>◇ 外商投資不 動産企業 2007年6月 1日以降(6 月1日を含 む)、商務主 管部門から 許可を得た 、又は届出 済みの外商 投資不動産 企業につい ては、外債 契約登記を 受理しない 。つまり、 原則的には 外債を借り 入れること ができない 。 2007年6月 1日より前 (6月1日は 含まない)に 商務主管部 門から批准 証書を取得 し、且つ商 務部にて届 出済みの場 合、旧「投 注差」の範 囲内で関連 規定に従い 、外債を借 り入れるこ とができる 。増資後の 「投注差」 が増資前の 「投注差」 より小さい 場合、増資 後の「投注 差」に準</p>	<p>別リスク転換 因子+∑外貨 クロスボー ダー融資残 高*為替相 場リスク換 算因子⁴</p> <p>◇ クロスボー ダー融資リ スク加重残 高及び上限 の計算は全 て人民元を 単位とし、 外貨クロス ボーダー融 資は払出日 の為替相場 基準を以下 の方式に基 づいて換算 し計上する 。</p> <p>◇ また、以下 の業務形態 は、現時点 でクロスボ ーダー融資 リスク加重 残高計算の 対象に組み 入れない。</p> <p>A. 企業が国 外機構によ る国内債権 市場への投 資により発 生した人民 元外貨受動 負債。</p> <p>B. 企業が真 実のクロス ボーダー貿 易により発 生した貿易 貸付及び国 外金融機関 から得た貿 易融資。</p> <p>C. 企業が取 り扱った届 出済みのグ ループ内ク ロスボー ダー資金集 中管理業務 により発生 した対外負 債。</p>
--	---	---	--	--	--

⁴ 期限风险转换因子：还款期限在1年（不含）以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1，还款期限在1年（含）以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5；类别风险转换因子：表内融资的类别风险转换因子设定为1，表外融资（或有负债）的类别风险转换因子暂定为1；汇率风险折算因子：0.5。

⁴ 期限リスク転換因子：返済期限が1年を超える（1年は含まない）中長期クロスボーダー融資は期限リスク転換因子を1とし、返済期限が1年（1年を含む）以下の短期クロスボーダー融資は期限リスク転換因子を1.5とする。類別リスク転換因子：オンバランス融資の類別リスク転換因子を1とし、オフバランス融資（偶発負債）の類別リスク転換因子を1とする。為替相場リスク換算因子：0.5。

	的,不得借用外债。	<p>D. 自用熊猫债; 以及,</p> <p>E. 已获债务减免或转增资本的跨境融资。</p> <p>▶ 特殊类型外资企业</p> <p>◇ 外商投资房地产企业不适用“全口径”模式, 按照以往规定执行。</p> <p>◇ 外商投资租赁公司、外商投资性公司等特殊类型的外资企业, 如未选择宏观审慎管理模式, 可继续适用 19 号文中明确的外债数量控制方式借用外债。</p>	<p>じ、且つ「国有土地使用証」未取得の場合、又は開発プロジェクトの資本金がプロジェクト投資総額の 35%未満の場合、外債を借り入れてはならない。</p> <p>▶ 特殊形態の外資企業</p> <p>◇ 外商投資不動産企業「全範囲」スキームを適用せず、従来の規定に従い実施する。</p> <p>◇ 外商投資リース会社、外商投資性会社などの特殊形態の外資企業は、マクロブルーデンス管理スキームを選択していなければ、引き続き 19 号文で明確にした外債量コントロール方法を適用し外債を借り入れることができる。</p>
外債用途 ⁵	<p>▶ 债务人借款合同中约定的外债资金用途应符合外汇管理规定, 即应当按照有关主管部门及外管局批准的用途使用。短期外债原则上只能用于流动资金, 不得用于固定资产投资等中长期用途。</p>	<p>▶ 9 号文仅对外债(未区分本外币外债)用途作了概括性的规定, 即企业融入资金的使用应符合国家相关规定, 用于自身的生产经营活动, 并符合国家和自贸区的产业宏观调控方向, 融入的外汇资金可意愿结汇。</p>	<p>▶ 債務者が借入契約で約定する外債資金の使途は、外債管理規定に適合しなければならない。つまり、関連主管部門及び外債管理局が許可した使途で使用する必要がある。短期外債は原則上、運転資金にしか用いることができず、固定資産投資などの中長期的</p> <p>▶ 9 号文では、外債(人民元建て/外債建てを区分しない)の使途のみについては、「企業が借り入れた資金の使用は国の関連規定に適合し、自身の生産経営活動に用いなければならない。また、国及び自由貿易区の産業マクロ調整政策に適合し、借り入れた外債</p>

⁵ 经参考外管局下属的中国外汇管理杂志主办的中国外汇网发布的“全国版外债资金意愿结汇政策释疑”, 在适用 16 号文中关于外债用途的规定时, 以下两点值得注意: (1) 将外债资金用于向关联企业发放贷款的情况下, 关联企业对该笔资金的使用也应遵守 16 号文中关于资金用途的规定; (2) 尽管 16 号文中并未明确禁止企业将外币外债用于境内股权再投资, 但考虑到 16 号文提到资本项目外汇及其结汇所得人民币资金收入不得直接或间接用于企业经营范围之外, 因此倾向于认为经营范围中包括投资业务的企业, 方可使用其外币外债进行境内股权再投资。(注意: 此处仅作参考之用, 不代表监管机构的立场和观点, 亦不具备法律效力)。

⁵ 外債管理局傘下の中国外債管理雑誌が主に運営している中国外債ウェブサイトで公布された「全国版外債資金自由元転政策の質疑応答」によると、16 号文の外債使途に関する規定を適用する際、左記の 2 点に注意しなければならない。(1) 外債資金を関連企業への貸付に用いた場合、関連企業が当該資金の使用についても、16 号文の資金使途に係る規定を遵守しなければならない。(2) 16 号文では企業が外債建て外債を国内でのエクイティへ再投資することを明確に禁止していないが、16 号文において「資本項目外債及びその元転で得た人民元資金収入を企業の経営範囲以外の目的に直接又は間接に用いてはならない」とされているため、経営範囲に投資業務が含まれる企業は、その外債建て外債を国内でのエクイティ再投資に用いることができると考えられる傾向にある。(注: ここでは参考まで記載するだけであり、監督管理機構の立場や観点を代表するものではなく、法律效力を有するものでもない)。

	<p>自 16 号文生效之日起，其中关于外债用途的规定同样适用于 19 号文模式（详见右侧）。</p>	<p>根据外管局后续发布的《全口径跨境融资宏观审慎管理政策问答（第一期）》（以下简称“《政策问答》”）第 13 条的规定，外债用途同时适用 16 号文的相关规定。即，除通知中列明的各项禁止用途外，且在符合法律法规的前提下，企业可在其自身经营范围内或与外债资金有关的合同所约定的范围内使用资金。</p> <p>其中，禁止的事项如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出； ◇ 除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资或除银行保本型产品之外的其他投资理财； ◇ 不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的除外； ◇ 不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。
--	---	--

	<p>な使途に用いてはならない。</p> <p>16 号文の発効日から、同文に記載される外債の使途に関する規定は同様に 19 号文スキーム（詳細は右欄）に適用される。</p>	<p>資金は自由元転することができる」という総則的な規定しか定めていない。</p> <p>外貨管理局がその後公布された「全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策質疑応答（第一期）」（以下「『政策質疑応答』」という）第 13 条の規定によると、外債の使途について、16 号文の関連規定も同時に適用される。即ち、通知で禁止される使途を除き、また法律法規に適合するという前提のもと、企業は自身の経営範囲内又は外債資金に係る契約で定めた範囲内で資金を使用することができる。</p> <p>そのうち、禁止事項は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業の経営範囲以外の目的又は国の法律法規で禁止される支出に直接に又は間接的に用いてはならない。 ◇ 別段の明白な規定がない限り、証券投資又は銀行の元金保証型商品以外のその他の投資・資金運用に直接に又は間接的に用いてはならない。 ◇ 経営範囲で明確に許可されている場合を除き、非関連企業への貸付に用いてはならない。 ◇ 非自社用不動産の建設、購入に用いてはならない（不動産
--	---	--

登记备案要求	<p>企业应在外债合同签订后 15 个工作日内，到所在地外管局办理外债签约登记手续；而后凭外债登记证明等文件在银行直接办理外债相关的开户、提款、结汇及还本付息手续。</p>	<p>▶ 企业应在跨境融资合同签订后、但不晚于提款前 3 个工作日，向资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案；</p> <p>▶ 备案后，为企业办理跨境融资业务的结算银行可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至央行、外管局的相关系统，完成跨境融资信息的更新；</p> <p>▶ 企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息（包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等）。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，应及时办理备案变更。</p>
	资金账户管理	<p>企业需开立用于办理提款和还款的外债专用账户，也可根据实际需要开立专门用于外债还款的还本付息专用账户。</p>

三. 其他需要关注的问题

(一) 关于人民币外债的特殊规定

1. 19号文模式下的外债额度管理及登记备案

登记届出的要求	<p>企业是外债契约締結後 15 業務日以内に、所在地の外貨管理局にて外債契約登記手続きを行わなければならない。その後、外債登記証明などの文書をもって、外債に関連する口座開設、払出、元転及び元金返済利息支払手続きを直接銀行にて行う。</p>	<p>企業は除外く。</p> <p>▶ 企業はクロスボーダー融資契約締結後、遅くとも払出の 3 業務日前までに、資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況の契約届出手続きを行わなければならない。</p> <p>▶ 届出後、企業のためにクロスボーダー融資業務を取り扱った決済銀行は、払出、返済手配に基づいて、借入主体のために、係る資金決済を取り扱うことができる。また、係る決済情報を規定に従い中央銀行、外貨管理局の関連するシステムへ伝送し、クロスボーダー融資情報のアップデートを完了させる。</p> <p>▶ 企業は毎年、クロスボーダー融資及び権益に関連する情報（国外債権者、借入期限、金額、利率及び自身の純資産などを含む）を遅滞なくアップデートしなければならない。会計監査済みの純資産、融資契約における国外債権者、借入期限、金額、利率などに変化が生じた場合、遅滞なく変更届出手続きを行わなければならない。</p>
	資金口座管理	<p>企業は払出及び返済のための外債専用口座を開設する必要があるが、実際の必要に応じて、外債返済のための元金返済利息支払専用口座を開設することもできる。</p>

三. その他の要注意ポイント

(一) 人民元建て外債に関する特別規定

1. 19号文スキームに基づく外債枠管理及

要求

外资企业向其境外股东、集团内关联企业和境外金融机构的人民币借款和外汇借款合并计算总规模，且外资企业境外人民币借款按照发生额计算总规模。

对于企业借用人民币外债的，除了向所在地外管局办理外债签约登记外，需在其注册地所在银行开立人民币外债专用存款账户。境内结算银行应当在为外资企业办理境外人民币借款结算业务后 5 个工作日内向人民币跨境收付信息管理系统报送该外资企业的基本信息和人民币借款情况，并留存外资企业提供的有关文件复印件备查。

2. 人民币外债用途的特殊限制

无论适用上述哪种模式，企业借入人民币外债的，均需要同时符合 165 号文的相关规定。主要如下：

- 1) 应当在符合国家有关部门批准的经营范围内使用，不得用于投资有价证券和金融衍生品，不得用于委托贷款，不得购买理财产品、非自用房产；对于非投资类外资企业，不得用于境内再投资；
- 2) 可用于偿还国内外贷款。

(二) 9 号文中的其他规定

1. 企业的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致；
2. 企业因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；但在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

根据 9 号文的规定，一年的过渡期已于 2018 年 01 月 11 日到期，过渡期结束后，外资企业外债管理模式将由央行、外管局根据 9 号文总体实施情况评估后确定。然而，截至本文完稿之日，尚未见新的规定出台。而根据我们在此前的业务实践中与相关主管部门沟通的情况来看，在新规定尚未出台

び登記・届出の要求

外資企業から国外の株主、グループ内の関連企業及び国外金融機関への人民元建て借入金及び外貨建て借入金は合計額を合算して求め、また、外資企業の国外人民元建て借入金は発生額に基づき合計額を計算する。

企業が人民元建て外債を借り入れる場合、所在地の外貨管理局で外債契約登記手続きを行うほかに、企業の登録地に所在する銀行で人民元建て外債専用預金口座を開設する必要がある。国内決済銀行は、外資企業のために国外人民元建て借入金決済手続きを行ってから 5 業務日以内に、人民元クロスボーダー決済情報管理システムに当該外資企業の基本情報及び人民元建て借入金の状況を伝送し、また外資企業から提出された関係書類の写しを検査に備えて保管することになっている。

2. 人民元建て外債の用途についての特別な制限

上記のいずれのスキームを適用する場合であっても、企業が人民元建て外債を借り入れるには、165 号文の関連規定を同時に満たさなければならない。その規定は主に以下の通りである。

- 1) 国の関係部門が許可した経営範囲内で使用しなければならず、有価証券及び金融派生商品の投資に用いてはならず、委託貸付に用いてはならない。財テク商品、非自社用不動産を購入してはならず、また、投資性外資企業でない場合には、国内再投資に用いてはならない。
- 2) 国内外貸付金の返済には用いることができる。

(二) 9 号文におけるその他の規定

1. 企業のクロスボーダー融資の契約上の通貨種類、払出通貨種類、償還通貨種類は一致していなければならない。
2. 企業はリスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロプルーデンス政策因数の調整により、クロスボーダー融資リスク加重残高が上限超過となる場合、もとのクロスボーダー融資契約を期間満了まで保有しておくことができる。但し、クロスボーダー融資リスク加重残高が上限枠内に調整されるまでは、クロスボーダー融資期日延長を含む新たなクロスボーダー融資業務を取り扱ってはならない。

9 号文の規定によると、1 年の移行期間は 2018 年 1 月 11 日に満了しており、移行期間後、外資企業の外債管理スキームは中央銀行、外貨管理局が 9 号文の全体的な実施状況に基づき、評価したうえで確定することになる。しかしながら、本稿を執筆した時点では、新たな規定はまだ公布されていないようである。だが、これま

之前，主管部门倾向于继续沿用过渡期内的相关规定。至于今后的立法动态及监管政策动向，我们也将继续关注。

（里兆律师事务所 2018 年 04 月 13 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 上海工业用地减量化与企业搬迁实务操作
- 中外合资企业外方退出机制的设计和实际操作
- 医药企业在中国市场营销活动中接待标准设定的法律难点

での実務経験及び関連主管部門に確認した結果を踏まえると、新規定が公布されるまでの間、主管部門は移行期間における規定をそのまま継続使用する傾向がある。今後の立法の動きや監督管理政策の動向について、引き続き注意を払いたい。

（里兆法律事務所が 2018 年 4 月 13 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 上海工業用地減量化と企業移転の実務
- 中外合弁企業の外国投資者撤退メカニズムの設計と実務
- 医薬企業の中国市場での営業活動過程における接待基準設定の法的難点